

第 2 . チェックリスト

・ 銀行持株会社に係るチェックリスト

.銀行持株会社に係るチェックリスト

.法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

【本チェックリストの位置づけ】

本チェックリストは、銀行持株会社に対する検査に際し、銀行持株会社グループにおいて構築されている法令等遵守態勢が、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点として、取締役会等や監査役会等に求められる役割を改めて記載するとともに、銀行持株会社グループのコンプライアンスを実現するための施策等を記載したものであり、あくまでも検査官が銀行持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置づけられるものである。検査官は、本チェックリストを用いて法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

銀行持株会社においては、自己責任原則の下、本マニュアルの趣旨を踏まえ、創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模や特性、銀行持株会社が担う役割などに応じた規程等を自主的に作成し、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めることが期待される。

なお、本チェックリストにおける「【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)」欄は、「金融検査マニュアル」の各チェック項目につき、「銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等」と対応するよう、参考として記載したものである。

【本チェックリストの適用に当たっての留意点】

銀行持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及形態も異なる。また、現実存在する銀行持株会社グループの形態は、グループによって区別であり、その結果、グループにおける管理態勢や銀行持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。本マニュアルは、こうした銀行持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本チェックリストの内容を、全ての銀行持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に則した対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

検査官は、まず、銀行持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本チェックリストを活用しながら、銀行持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要がある。立入検査に際しては、銀行持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【銀行持株会社に対する検査を実施する際の手順】

銀行持株会社に対する検査に際し、法令等遵守態勢の検証を実施するにあたっては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。

銀行持株会社グループの実態を把握し、銀行持株会社やグループ内会社が、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に及ぼす影響を把握する。

なお、銀行持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、当該複数の金融機関が、お互いの健全性等の確保に及ぼし合う影響も把握する必要がある。

上記 の影響が生じる原因を、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、本チェックリストのチェック項目に沿って検証を実施する。

なお、銀行持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、上記 の影響が生じる原因を、それぞれの金融機関の健全性等の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、検証する必要がある。

本チェックリストのチェック項目に沿った管理態勢が構築されていない場合には、グループとしての対応が、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から問題ないかどうかを検証する。

なお、業務管理委託契約や兼任関係等を通じて、銀行持株会社の子会社である銀行が銀行持株会社グループを管理している場合にも、同様の検証を行うこととなる。

【注】

1. 本チェックリストにおける「銀行持株会社グループ」又は「グループ」とは、銀行持株会社、その子会社である銀行及び当該銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

なお、ここにいう の「当該銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、銀行持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社をいう。

2. 本チェックリストにおける「グループ内会社」とは、銀行持株会社グループを構成する会社のうち、銀行持株会社を除く会社をいう。
3. 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
Ⅰ. 法令等遵守体制の整備・確立状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	(1) 銀行持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、グループの信頼の維持・向上を図る観点から、銀行持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。))における業務執行に係る意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行に当たり、グループの信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果しているか。 (3) 取締役会においては、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めるとともに、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それらを具体的に担保するための体制を構築しているか。	(注)「法令等」とは、本チェックリストのⅦ.に掲げる内容に加えて、内部規定を含むものである。	Ⅰ. 法令等遵守体制の整備・確立状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	1. 業務執行にあたる取締役の責任・義務 (1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行に当たり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果しているか。 (3) 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 (4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。	(注)「法令等」とは、本チェックリストのⅦ.に掲げる内容に加えて、内部規定を含むものである。
	2. 取締役会議事録等の整備	(1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 (4) (3)の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 (5) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。			2. 取締役会議事録等の整備	2. 取締役会議事録等の作成及び備置 (1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 (4) (3)の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 (5) 取締役会議事録または原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。	
	3. 監査役会等の機能	(1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の銀行持株会社の監査役(以下、「監査役」という。)が出席しているか。 (2) 銀行持株会社の監査役会(以下、「監査役会」という。))については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。			3. 監査役会等の機能	3. 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保(なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。))。 (1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の監査役が出席しているか。また、その場合、商法特例法第18条第2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。 (2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会は、取締役の職務の執行について、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保及び預金者等の保護の観点から行われているかを適切に監査しているか。 (5) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (6) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。 (7) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。	(注)商法特例法第18条の2第2項に基づき、監査役会のみならず、監査役自身の権限の行使も妨げられていない点にも留意する必要がある。			(3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (5) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。 (6) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。	
	4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	(1) 法令等遵守をグループの経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。 また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定しているか。 (2) 役職員及びグループ内会社に法令等遵守に係るグループの基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。また、法令等遵守に関連する規定等を役員室をはじめ、各部門に備え置いているか。 (3) 反社会的勢力への対応については、グループとして適切な対応ができる体制が整備されているか。また、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。 (4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示しているか。			4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	4. 基本方針等の存在チェック (1) 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。 また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定しているか。 (2) 役職員に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記〔参考〕に掲げる書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業店等(海外拠点を含む。)に備え置いているか。 (3) 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。 (4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
						[参考] 「経団連企業行動憲章」及び「実行の手引き」(‘96.12.17) 「全銀協・銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」(‘97. 7.15) 「全銀協・倫理憲章」(‘97. 9. 9) 「地銀における法令遵守に関する課題と今後の対応」(‘97.12.17) 「管理者のための法令遵守」(‘98. 4.24) 「コンプライアンス体制の整備に係るチェックリスト」(第二地銀 ‘98. 1.21) 「銀行員のためのコンプライアンスガイド」(第二地銀 ‘98. 4.15) 「コンプライアンスチェック体制のあり方について」(第二地銀 ‘98. 9.16) 「全信協・信用金庫の社会的責任とコンプライアンス(法令遵守)への対応について」(‘97.10.23) 「全信協・信用金庫倫理綱領」(‘97.10.23) 「信用組合の社会的責任とコンプライアンス」(全信組中央協会 ‘98.12)	
	5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的な行動」のチェック	(1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、取締役会は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員及びグループ内会社に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を果たしているか。 (2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員及びグループ内会社に理解させるための具体的施策が講じられているか。 ① 代表取締役は、年頭所感や各種会議など、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。 ② 取締役は、コンプライアンス担当部門に適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えているか。 ③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。 ④ グループの法令等遵守状況に関し、施策のモニタリングが適切に行われているか。			5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的な行動」のチェック	5. 「取締役の意識」の確認 (1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、取締役会は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を果たしているか。 (2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的施策が講じられているか。 ① 代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。 ② 取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け、適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えているか。 ③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。 ④ 法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価を行っているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
Ⅱ. 法令等遵守すべき事項(行動規範)の規定・整備状況	1. 「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	(1) 銀行持株会社のコンプライアンスを実現するための具体的な手引書(遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」という。)が策定されているか。 また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。 (2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストのⅦ. に掲げる内容に留意して策定されているか。 (3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容は、役職員に周知徹底されているか。 (4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しが行われているか。 (5) グループの基本方針及び遵守基準の作成・変更に際しては、リーガル・チェックが実施されているか。 (6) グループ内会社のコンプライアンス・マニュアルについて、グループの基本方針に沿った内容となっていることが把握されているか。		Ⅱ. 法令等遵守すべき事項(行動規範)の規定・整備状況	「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	(1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書(遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」と称する。)を策定しているか。 また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。 (2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストのⅦ. に掲げる内容を含むものとなっているか。 また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前記【参考】「全銀協・倫理憲章」等を反映させた銀行の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ企業風土等を勘案して、適切かつ具体的な内容となっているか。 (3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容を、役職員に周知徹底しているか。 (4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しを行っているか。 (5) 基本方針及び遵守基準の作成・変更に際しては、リーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の発売に当たっても同様に実施しているか。	
Ⅲ. 遵守体制(態勢)が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック	(1) 銀行持株会社のコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」という。)の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。 (2) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されているか。なお、最長でも年度毎に策定されているか。 (3) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。 (4) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価しているか。		Ⅲ. 遵守体制(態勢)が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック	1. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」と称する。)の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。 (1) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されているか。なお、最長でも年度毎に策定されているか。 (2) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。 (3) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(5)「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、各部門の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映しているか。 (6)グループ内会社における「コンプライアンス・プログラム」の策定及び重要な内容の見直しの状況、進捗状況について、的確に把握しているか。				(4)「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業店等の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映しているか。 【参考】 全銀協「銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」(’97.7.15) 3. 今後の取り組みについて (1) 各銀行における取り組み ③ コンプライアンスプログラムの確立 ○ コンプライアンスの着実な実践を図るためには、先に述べた3つのフェーズにおける機能に着目し、各銀行の実情に合わせて、これを織込んだコンプライアンスプログラムを確立することが望まれる。 【第一フェーズ】業務部門で第一次チェック 【第二フェーズ】業務部門から独立した部門による二次チェック 【第三フェーズ】会計監査人等による客観的評価・監査機能 ○ こうしたコンプライアンスプログラムの実効を上げるためには、以下の点にも留意する必要があると思われる。 ◇ これらは各銀行が自己の責任において取り組むべきものであり、経営形態や規模、組織風土等を十分に勘案し、自ら創意工夫を重ねる必要がある。 ◇ プログラムの構築と実践は経営トップの責任においてなされるべきであり、その運営に当たっては、責任体制を明確にする必要がある。 ◇ いずれかの段階において発見された不正や違法行為はもとより、内部統制に関する改善すべき点等の指摘があった場合にも、速やかに経営陣に報告され問題解決が図られる必要がある。	
	2.「コンプライアンス環境」のチェック	(1) グループのコンプライアンス等の法務問題を適切に管理する体制等が整備されているか。 ① グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門(以下、「コンプライアンス統括部門」という。)を設置しているか。また、コンプライアンス統括部門の所掌事項を明確にしているか。 ② 各部門のコンプライアンスを担当する者を定めているか。	(注)体制等の整備には、規定等の整備を含む。		2.「コンプライアンス環境」のチェック	2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況 (1) コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制等について、内部規定等を整備しているか。 ① コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、統括部門の所掌事項を明確にしているか。 ② 各業務部門及び営業店毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		③ グループの不祥事等の発生に際し、例えばグループ内会社における不祥事件等が銀行持株会社の内部監査部門等に必要に応じて速やかに報告されることとなっているなど、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。 (2) 法務関連の情報を的確に収集・管理しているか。 ① コンプライアンス統括部門と各部門及びグループ内会社との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。 ② コンプライアンス統括部門は、グループ内会社との連携を図っているか。また、銀行持株会社及びグループ内会社において問題点が発見された場合、法令等に抵触しない範囲で適切にコンプライアンス統括部門に報告される体制となっているか。 ③ 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。 (3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。 ① 銀行持株会社において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。 ② グループ内会社において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われていることを把握しているか。 ③ グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門において、必要とされる法務知識の蓄積が図られていることを把握しているか。 (4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。 ① コンプライアンス統括部門は、報告を受けた不祥事件や苦情等について、必要に応じて事後確認を実施しているか。				③ 不祥事等の発生に際し、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。 (2) 法務関連の情報を的確に収集・管理しているか。 ① 統括部門と各業務部門及び営業店等との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。 ② 統括部門と各業務部門及び営業店等との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者から直ちに統括部門に報告する体制となっているか。 ③ 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。 (3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。 ① 代表取締役及び担当取締役を中心として講師等で参加するなど、研修に積極的に関与しているか。 ② 各業務において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。また、職階に応じた研修体系が確立されているか。 ③ 各業務部門毎に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っているか。 (4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。 ① 苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。 ② コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		② 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。また、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。 また、グループ内会社においても同様の体制が構築されていることを把握しているか。 ③ 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。 (5) 銀行持株会社における特定の職員を、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事又は兼務させている場合は、事故防止のための適切な方策を講じているか。 (6) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む。)が職場を離れる方策を採っているか。 なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。 (7) グループ内会社において、事故防止等の観点から採っている方策を把握しているか。 (8) グループ内会社において、テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されていることを把握しているか。	(注)監査役の間とは、例えば、再発防止策の検証など取締役の執行の監査をいう。 (注)この検証に際しては、(5)及び(6)にあるような適切な方策が講じられているかどうかの実態を十分に踏まえ検証する必要があることに留意する。			③ 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。 また、事件の調査・解明は事件とは独立した部門で行っているか。 なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。 さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。 ④ 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。 (5) 特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施しているか。 また、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためのその他の適切な方策を講じているか。 (6) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、または、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む。)が職場を離れる方策を採っているか。 なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。 (7) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 ① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与またはマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。(また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。) ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。 ⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。	(注)「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
IV. 法令等に違反した場合の制裁(懲罰)規定の整備・運用状況	1. 「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	(1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合に、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。 ① 取締役 イ. 取締役会の招集(商法第259条) ロ. 監査役への報告(商法第274条ノ2) ② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止(商法第275条ノ2) ロ. 取締役会の招集(商法第260条ノ3 第3項・第4項) ハ. 取締役会への報告(商法第260条ノ3 第2項) ニ. 株主総会に対する意見報告(商法第275条) ホ. 監査報告書への記載(商法第281条ノ3 第2項第10号) (2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。 (3) 法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。 (4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。 (5) 監査役は、法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。 (6) 銀行持株会社において違反行為が発見された場合の、取締役に対する報告体制を整備しているか。また、グループ内会社において違反行為が発見された場合の報告体制についても整備されているか。		IV. 法令等に違反した場合の制裁(懲罰)規定の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	違反した場合の制裁(懲罰)規定の整備・運用状況 (1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合に、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。 ① 取締役 イ. 取締役会の招集(商法第259条) ロ. 監査役への報告(商法第274条ノ2) ② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止(商法第275条ノ2) ロ. 取締役会の招集(商法第260条ノ3 第3項・第4項) ハ. 取締役会への報告(商法第260条ノ3 第2項) ニ. 株主総会に対する意見報告(商法第275条) ホ. 監査報告書への記載(商法第281条ノ3 第2項第10号) (2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。 (3) 金融機関は、法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。 (4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。 (5) 監査役は法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。 (6) 違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しているか。	(注)(1)の引用条文については、中企法第42条、協金法第5条ノ4第6項・第6条ノ2、信金法第37条第6項・第39条、労金法第39条第6項・第42条にて準用されている。

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(7) 銀行持株会社の制裁(懲罰)規定を整備しているか。また、制裁(懲罰)規定の適用は厳正かつ公平に行っているか。 (8) グループ内会社に、コンプライアンス担当部門が設置されていることを把握しているか。 (9) グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門の機能が十分に発揮されていることを把握しているか。 (10) グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門が、有効な連携関係を確保できるよう、適切な方策が講じられているか。				(7) 制裁(懲罰)規定を整備しているか。また、制裁(懲罰)規定の適用は厳正かつ公平に行っているか。 (8) 一定規模以上のリスクのある営業部門(含む営業店等)には、法令遵守状況を確認する独立したコンプライアンス・オフィサーを配置しているか。 (9) コンプライアンス・オフィサーの機能が十分に発揮されているか。 (10) コンプライアンスに関する担当部署が有効な連携関係を確保しているか。	
V. 情報管理	1. 顧客情報管理体制の整備	(1) 取締役会等は、グループ内において顧客情報を共有する場合、その方針等を明確に規定しているか。また、その方針等が遵守されていることを適切に把握しているか。 さらに、グループ内会社が策定した手続きについて、グループの方針等に沿った内容となっていることを把握しているか。 (2) 子会社である銀行の顧客情報を、当該銀行と銀行持株会社及びグループ内会社(当該銀行を除く。)との間で共有する場合等には、顧客自身の同意があるなど法令等に抵触しない範囲で適切に対応しているか。	(注)銀行持株会社が子会社に証券会社を有する場合、当該証券会社の顧客情報を共有するに当たっては、証券取引法第45条(当該条文と関連する条文を含む。)の規定に留意する。				
VI. 増資	1. 基本的な経営姿勢	(1) 取締役会は、第三者割当増資等に関する法令等遵守の重要性にかんがみ、適切に態勢整備を図っているか。 (2) 取締役会は、第三者割当増資等に関する法令等遵守の重要性について、単に社内規則の制定、通知の発出等にとどまらず、役員に周知・徹底しているか。 (3) 取締役会は、商法、独占禁止法、証券取引法等の法令等の遵守について、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求めるなど、適切な対応をとっているか。 (4) 銀行持株会社は、第三者割当増資等を行う際に、子会社である銀行が関与する場合等には、当該銀行においても適切な対応が行われるよう、法令等遵守態勢の整備を図っているか。	(注)事務ガイドライン(第一分冊:預金取扱金融機関関係)1-8「資本の額の増加の届出の手続き等について」及び全般的なリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト「I. 1. (2)、(3)代表取締役会のリスクに対する理解」参照。				

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2.「資本充実の原則」等の遵守	(1) 割当先名簿の作成及び取得の申込みの勧誘に係る方針は、「資本充実の原則」及び自己資本としての健全性の確保の観点を十分踏まえたものとなっているか。 (2) 以下のようなケースについての取扱いについて、明確にしているか。 ① 財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、子会社である銀行が直接又は迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による資金で増資払込みを行わせると疑われるようなケース。 特に、子会社である銀行及び増資引受先の双方が、仮装の増資を企図していると疑われるようなケース。 ② 増資引受先の株式保有リスクを何らかの形で銀行持株会社グループが肩代わりしていると疑われるようなケース。	(関連法令) 商法第200条第2項(払込みに関する相殺の禁止)、民法第94条(通謀虚偽表示)等				
	3. 優越的な地位の濫用等不正な取引の防止	(1) 銀行持株会社グループにおいて、独占禁止法が禁止している不正な取引方法に該当する行為(優越的な地位の濫用)の発生を防止する措置が講じられているか。特に、子会社である銀行の取引先に対する割当については、不適切な取引を防止する措置が講じられているか。 (2) 銀行持株会社グループにおいて、証券取引法が禁止している不正な取引(インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等)に該当する行為の発生を防止する措置が講じられているか。	独禁法第2条第9項、第19条、「不正な取引方法」公取委告示第15号(昭和57年6月18日付) 証取法第167条(インサイダー取引の禁止)、第170条(有利買付け等の表示の禁止)等				
	4. 適正なディスクロージャーの確保	(1) 証券取引法に定める増資手続き(有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等)の遵守のための措置が講じられているか。 (2) 有価証券届出書及び目論見書作成に当たっては、投資家保護上万全を期するような措置が講じられているか。また、真に重要な「リスク情報」を、分かりやすく、かつ、簡潔に開示しているか。 ① 「組込方式」又は「参照方式」の有価証券届出書及び目論見書作成する場合でも、有価証券届出書の提出日現在の「リスク情報」を記載する必要があることを認識して、対応しているか。 ② 有価証券届出書提出後においても、投資家保護上重要な事実が発生した場合には、訂正届出書を提出する必要があることを認識して、対応しているか。 (3) 財務内容等について誤認を与えるような表示の防止措置を講じているか。 ① 増資の勧誘に当たって、目論見書(及び有価証券届出書)以外の情報を利用する場合、目論見書の内容と異なる内容となっていないか。 ② 勧誘に当たっての資料が、銀行持株会社グループの財務内容について誤認を与えることのないよう、適切な措置を講じているか。					

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	5. 商品性の適切な説明等	(1) 増資の勧誘等に際しての説明方法及び内容が、民法、金融商品販売法等の観点から、適切なものとなっているかを検証しているか。 (2) 子会社である銀行が、預金等との誤認を防止するための以下のような措置を講じていることを把握しているか。 ① 割当先の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行っているか。 ② 誤認防止のための説明内容は、預金等ではないこと、預金保険の対象とはならないこと、元本が保証されていないこと等を含む十分なものとなっているか。	(注)個人に対しては、書面の交付による対面説明、書面への双方の署名・捺印、一定期間の記録保管等の措置を講じているかに留意する。				
	6. 遵守状況の事後的な点検体制の整備	(1)増資手続きの進行に応じて、コンプライアンスの遵守状況について適切な事後点検を行う体制を整備しているか。					
VII. 銀行又は銀行持株会社とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	1.「銀行又は銀行持株会社」に対する法規制 (1) 法律 ① 銀行法 ② 長期信用銀行法 ③ 金融機関の信託業務の兼営に関する法律 ④ 証券取引法 ⑤ 外国証券業者に関する法律 ⑥ 証券投資信託法 ⑦ 保険業法 ⑧ 出資法 ⑨ 貸金業法 ⑩ 投資顧問業法 ⑪ 抵当証券業法 ⑫ 商品ファンド法 ⑬ 不動産特定共同事業法 ⑭ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑮ 前払式証票の規制等に関する法律 ⑯ 金融先物取引法 ⑰ 無尽業法 ⑱ 信託業法		V. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	1.「金融機関」に対する法規制 (1) 法律 ① 銀行法 ② 長期信用銀行法 ③ 金融機関の信託業務の兼営に関する法律 ④ 信用金庫法 ⑤ 中小企業等協同組合法 ⑥ 協同組合による金融事業に関する法律 ⑦ 農林中央金庫法 ⑧ 農業協同組合法 ⑨ 水産業協同組合法 ⑩ 森林組合法 ⑪ 労働金庫法 ⑫ 信用保証協会法 ⑬ 農林漁業信用基金法 ⑭ 証券取引法 ⑮ 外国証券業者に関する法律 ⑯ 証券投資信託法 ⑰ 保険業法 ⑱ 出資法 ⑲ 貸金業法 ⑳ 投資顧問業法	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		2. 「株式会社」に対する法規則 (1) 商法第2編 (2) 商法特例法 3. 「経済秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 独占禁止法 (2) 不正競争防止法 (3) 証券取引法 (4) 商品取引所法 (5) 金融先物取引法 (6) 消費者保護法制 ① 消費者保護基本法 ② 利息制限法 ③ 出資法 ④ 貸金業法 ⑤ 割賦販売法 ⑥ 特定商取引に関する法律 ⑦ 無限連鎖講の防止に関する法律 ⑧ 消費者契約法 ⑨ 金融商品販売法 4. 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法第486条第1項)・背任罪(刑法第247条)・業務上横領罪(刑法第253条) (4) 利息制限法 (5) 出資法				21 抵当証券業法 22 商品ファンド法 23 不動産特定共同事業法 24 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 25 前払式証券の規制等に関する法律 26 金融先物取引法 27 無尽業法 28 信託業法 29 農業信用保証保険法 30 中小漁業融資保証法 2. 「株式会社」に対する法規則 (1) 商法第2編 (2) 商法特例法 3. 「経済秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 独占禁止法 (2) 不正競争防止法 (3) 証券取引法 (4) 商品取引所法 (5) 金融先物取引法 (6) 消費者保護法制 ① 消費者保護基本法 ② 利息制限法 ③ 出資法 ④ 貸金業法 ⑤ 割賦販売法 ⑥ 特定商取引に関する法律 ⑦ 無限連鎖講の防止に関する法律 ⑧ 消費者契約法 ⑨ 金融商品販売法 4. 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法第486条第1項)・背任罪(刑法第247条)・業務上横領罪(刑法第253条) (4) 利息制限法 (5) 出資法	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(6) 組織犯罪処罰法 (7) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (8) 預金保険法 (9) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律				(6) 組織犯罪処罰法 (7) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (8) 預金保険法 (9) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律	
	2. 「銀行経営」に関する法規制(主なもの)	1. 増資ルール違反(商法第280条ノ2以下) 2. 虚偽のディスクロージ(銀行法第63条・第64条、金融機能再生法第78条・第86条、証取法第197条・第207条、商法第498条) 3. 粉飾決算・違法配当(商法第290条、第486条、第489条) 4. 特定関係者(子会社等)との取引規制違反(銀行法第13条の2) 5. 役員の兼任禁止違反(銀行法第7条、第52条の19、第65条) 6. 他業禁止業務(銀行法第12条、第52条の21、第65条) 7. 監督当局への報告(銀行法第53条、第63条) 8. 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与…商法第294条ノ2、第497条) 9. 疑わしい取引の届出等(組織犯罪処罰法第54条) 10. 貸出金利にかかわる共同行為・預金レートの談合(独禁法第3条) 11. 本人確認等(本人確認法第3条、外為法第17条、第18条、第22条の2、第22条の3第2項) 12. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条、外為法第18条の3、第22条の2、第22条の3第2項) 13. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条) 14. 株式の取得等の制限(銀行法第16条の3、第52条の24)	1. については、事務ガイドライン(第一分冊：預金取扱金融機関関係)1～8「資本の額の増加の届出の手続き等について」の趣旨を踏まえて検証すること。 また、増資に係る具体的検証に当たっては、本チェックリスト「VI. 増資」及び全般的なリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト「I. i. 1. (2)、(3)代表取締役会長のリスクに対する理解」を参照すること。		2. 「銀行経営」に関する法規制(主なもの)	1. 増資ルール違反(商法第280条ノ2以下) 2. 虚偽のディスクロージ(銀行法第63条・第64条、金融機能再生法第78条・第86条、証取法第197条・第207条、商法第498条) 3. 粉飾決算・違法配当(商法第290条、第486条、第489条) 4. 特定関係者(子会社等)との取引規制違反(銀行法第13条の2) 5. 役員の兼任禁止違反(銀行法第7条、第65条) 6. 他業禁止業務(銀行法第12条、第65条) 7. 監督当局への報告(銀行法第53条、第63条) 8. 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与…商法第294条ノ2、第497条) 9. 疑わしい取引の届出等(組織犯罪処罰法第54条) 10. 貸出金利にかかわる共同行為・預金レートの談合(独禁法第3条) 11. 本人確認等(本人確認法第3条、外為法第17条、第18条、第22条の2、第22条の3第2項) 12. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条、外為法第18条の3、第22条の2、第22条の3第2項) 13. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)	
	3. 「貸付業務」に関する法規制(主なもの)	1. 大口融資規制違反(迂回融資を含む)(銀行法第13条、第52条の22) 2. 不法な使途目的に対する貸付 (1) 売春防止法第13条以下 (2) 犯罪に加担すれば共犯となる(刑法第60条、第62条) (3) 公序良俗違反(民法第90条)			3. 「貸付業務」に関する法規制(主なもの)	1. 大口融資規制違反(迂回融資を含む)(銀行法第13条) 2. 不法な使途目的に対する貸付 (1) 売春防止法第13条以下 (2) 犯罪に加担すれば共犯となる(刑法第60条、第62条) (3) 公序良俗違反(民法第90条)	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		3. 専決権限規定違反の融資 (1) 分割貸付(同一人に融資するのであるが、法令や内部規定の制限を免れるため、名義を分割し、形式的には複数の人に融資をする形式をとる貸付) (2) 稟議違反(稟議承認を得るために、つけられた条件に違反する融資を実行する。) (3) 無稟議(稟議をしなければ融資をできないにもかかわらず、稟議をしないで融資を実行する。) 4. 取締役に対する貸付(銀行法第14条) (1) 貸出条件が、当該銀行の信用供与の通常条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであってはならない。 (2) 取締役会の承認決議は取締役の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。 (3) 業務報告書・中間業務報告書への記載(銀行法第19条) 5. 金利制限違反(利息制限法など) 6. 浮貸し(出資法第3条、刑法第253条、商法第486条) 7. 過当な歩積・両建預金(独禁法第19条) 8. 情実融資(商法第486条) 9. 本人確認(本人確認法第3条) 10. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条) 11. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)				3. 専決権限規定違反の融資 (1) 分割貸付(同一人に融資するのであるが、法令や内部規定の制限を免れるため、名義を分割し、形式的には複数の人に融資をする形式をとる貸付) (2) 稟議違反(稟議承認を得るために、つけられた条件に違反する融資を実行する。) (3) 無稟議(稟議をしなければ融資をできないにもかかわらず、稟議をしないで融資を実行する。) 4. 取締役に対する貸付(銀行法第14条) (1) 貸出条件が、当該銀行の信用供与の通常条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであってはならない。 (2) 取締役会の承認決議は取締役の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。 (3) 業務報告書・中間業務報告書への記載(銀行法第19条) 5. 金利制限違反(利息制限法など) 6. 浮貸し(出資法第3条、刑法第253条、商法第486条) 7. 過当な歩積・両建預金(独禁法第19条) 8. 情実融資(商法第486条) 9. 本人確認(本人確認法第3条) 10. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条) 11. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)	
	4. 「預金業務」に関する法規制(主なもの)	1. マル優預金の濫用(無資格者、資格喪失者、限度額超過)(所得税法第10条) 2. マネー・ロンダリング(金融機関等による疑わしい取引の届出等…組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び收受…組織犯罪処罰法第10条及び第11条) 3. 預金者等に対する情報提供(銀行法第12条ノ2) 4. 導入預金(預金等に係る不当契約の取締に関する法律)			4. 「預金業務」に関する法規制(主なもの)	1. マル優預金の濫用(無資格者、資格喪失者、限度額超過)(所得税法第10条) 2. マネー・ロンダリング(本人確認の懈怠…外為法第18条、金融機関等による疑わしい取引の届出等…組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び收受…組織犯罪処罰法第10条及び第11条) 3. 預金者等に対する情報提供(銀行法第12条ノ2) 4. 導入預金(預金等に係る不当契約の取締に関する法律)	

銀行持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「金融検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		5. 預金保険機構への預金等に関する資料提出に必要なデータベース及び電子情報処理組織の整備等(預金保険法第55条の2) 6. 不適当な紹介預金 7. ノン・バンクを利用した協力預金 8. 本人確認(本人確認法第3条、外為法第18条、第22条の2) 9. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条、外為法第18条の3、第22条の2)、 10. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)				5. 預金保険機構への預金等に関する資料提出に必要なデータベース及び電子情報処理組織の整備等(預金保険法第55条の2) 6. 不適当な紹介預金 7. ノン・バンクを利用した協力預金 8. 本人確認(本人確認法第3条、外為法第18条、第22条の2) 9. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条、外為法第18条の3、第22条の2)、 10. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)	
	5. 「付随業務」に関する法規制(主なもの) ・証券業務 ・投信窓販業務 ・保険募集業務 ・外為業務	1. 証券業務、投信窓販業務 (1) 不当勧誘行為(取引一任勘定取引など)の禁止(証取法第42条) (2) 損失補填の禁止(証取法第42条の2) (3) 詐欺的行為の禁止(証取法第157条、第158条、第168条ないし第171条) (4) 相場操縦の禁止(証取法第159条など) (5) インサイダー取引の禁止(証取法第163条ないし第167条) 2. 保険募集業務 (1) 保険募集の制限(保険業法第275条) (2) 権限等の明示・開示(保険業法第294条、第296条、第297条) (3) 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為(保険業法第300条) 3. 外為業務 (1) 確認義務(外為法第17条) (2) 本人確認(外為法第18条、第22条の2、第22条の3第2項) (3) 本人確認記録の作成、保存(外為法第18条の3、第22条の2、第22条の3第2項) (4) 事後報告(外為法第6章の2)			5. 「付随業務」に関する法規制(主なもの) ・証券業務 ・投信窓販業務 ・保険募集業務 ・外為業務	1. 証券業務、投信窓販業務 (1) 不当勧誘行為(取引一任勘定取引など)の禁止(証取法第42条) (2) 損失補填の禁止(証取法第42条の2) (3) 詐欺的行為の禁止(証取法第157条、第158条、第168条ないし第171条) (4) 相場操縦の禁止(証取法第159条など) (5) インサイダー取引の禁止(証取法第163条ないし第167条) 2. 保険募集業務 (1) 保険募集の制限(保険業法第275条) (2) 権限等の明示・開示(保険業法第294条、第296条、第297条) (3) 保険契約の締結または保険募集に関する禁止行為(保険業法第300条) 3. 外為業務 (1) 確認義務(外為法第17条) (2) 本人確認(外為法第18条、第22条の2、第22条の3第2項) (3) 本人確認記録の作成、保存(外為法第18条の3、第22条の2、第22条の3第2項) (4) 事後報告(外為法第6章の2)	